

藤沢市地域福祉計画 2020 の中間見直しについて

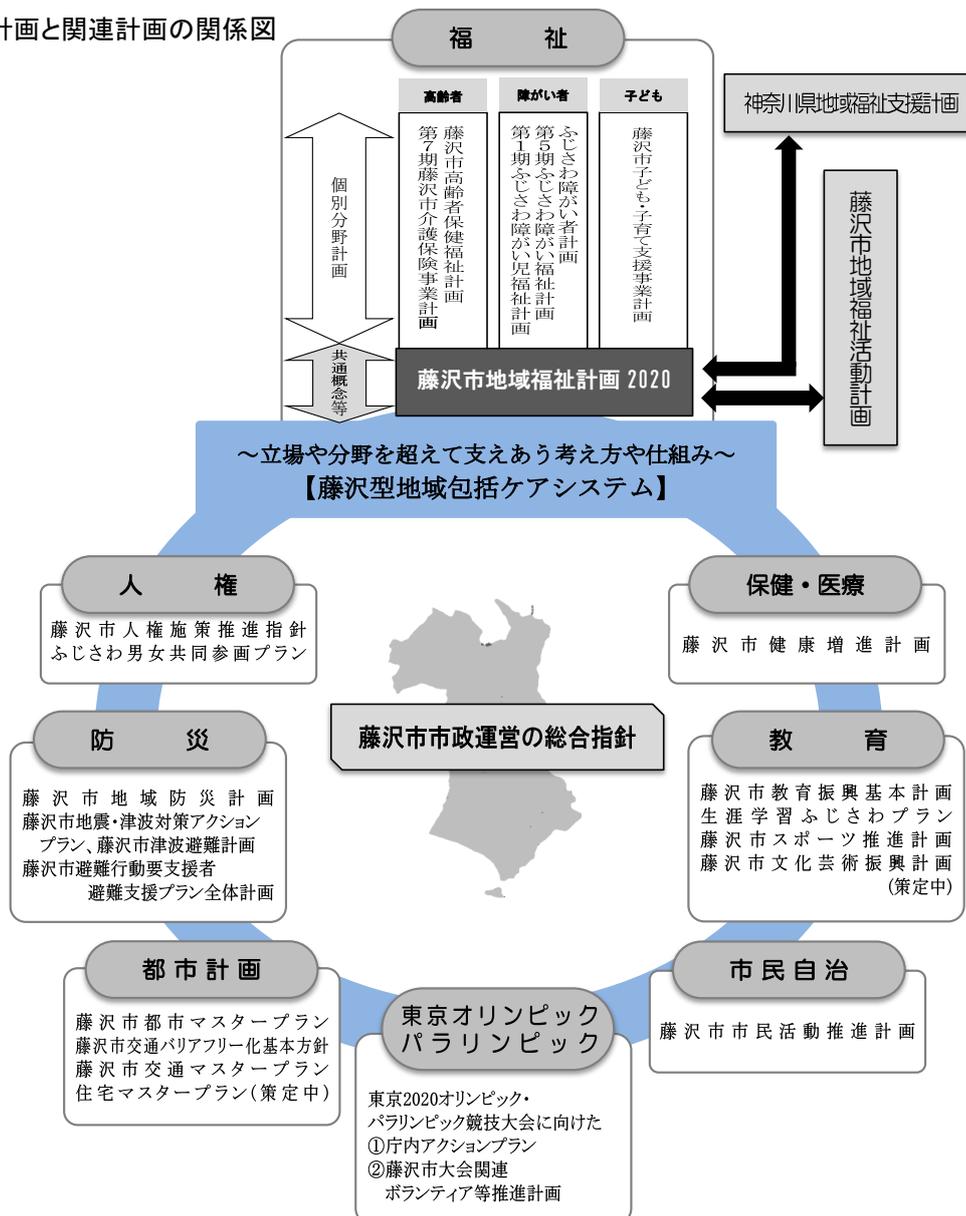
1 計画の概要

(1) 計画の趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、地域住民等と行政が協働し、地域福祉の推進や地域生活課題への解決に向けて取り組むべき事項を定めるとともに、福祉の各分野の基盤となる共通的な事項を定める計画として位置付けられています。

本市における「藤沢市地域福祉計画2020（中間見直し）（以下、「本計画」という。）」にあたっては、現計画を基本としながら、平成30年4月施行の改正社会福祉法及び「藤沢型地域包括ケアシステム」の考え方や方向性を反映させるとともに、「藤沢市市政運営の総合指針」等との整合性を図り、地域共生社会の実現に向けて、各福祉分野の個別計画と連携し、地域福祉を総合的に推進するものとしています。

図1 本計画と関連計画の関係図



(2) 計画の期間（見直し後）

平成30年度～平成32年度（3年間）

(3) 地域共生社会に向けた国の動き

国では、超高齢化、人口減少、家族のあり方や地域社会が変容する中で、すべての人が年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる地域づくりを進める、全世代・全対象型地域包括支援体制の構築を打ち出し、「地域共生社会」の実現に向けた当面の改革工程を示す中で検討が進められています。

その取組の一環として、平成29年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、市町村における包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画の充実等を内容とする社会福祉法の一部が改正され、平成30年4月から施行されることとなりました。

この改正では、地域福祉計画について、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」や、「市町村における包括的な支援体制の整備に関する取組」等を盛り込むものとされています。

(4) 「藤沢型地域包括ケアシステム」との関係性

本市の高齢者人口比率は平成29年10月現在、24.0%（全国27.7%）と比較的低い状況ですが、確実に高齢化が進んでいます。また、中長期的な人口構造の推計から、地域を支える担い手の不足やダブルケア等の複合的な課題がさらに表面化してくることが危惧されます。

こうした状況の下、本市では、これまでの各行政分野での取組や13地区ごとでの多様な活動を基盤に、それらの分野横断的な連携を進め、「地域共生社会の実現に向け立場や分野を超えて支えあう考え方やしくみ」として「藤沢型地域包括ケアシステム」を平成27年度から推進してきました。本計画は、このシステムの福祉分野としての基本的な方向性を示すという考え方を踏まえ、見直しを行っています。

(5) パブリックコメント（市民意見公募）の実施

計画の見直しにあたって、広く市民の皆様からご意見をいただくため、計画中間案に対するパブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

【実施結果概要】

実施案件	藤沢市地域福祉計画 2020 中間見直し（素案）	
実施期間	2017年（平成29年）11月13日～2017年（平成29年）12月12日	
提出数	11通（インターネット：6通，持参：1通，FAX：4通）	
意見総数	25件	
提案・意見	計画全体について	12
	人材づくりについて	7
	地域づくりについて	2
	しくみづくりについて	4

【主な意見と市の考え方】

類型化した主な意見	市の考え方
<p>2025年問題を意識すると「地域包括ケアシステム」の構築は急務であるが、同時に、少子超高齢社会であることは長期的に解消されない課題である。立ち上げの段階から中長期的に耐えうるよう、持続可能性についても言及すべき。</p>	<p>人口構成の変化は、社会基盤そのものに影響するものであり、ご意見のとおり、課題への対応も中長期的な視点から取り組んでいく必要があります。</p> <p>「資料編」に記載の人口・世帯の状況や支援ニーズ、財政状況の将来見通しについては、取組を検討する前提条件として、行政と市民をはじめとする関係者の方々とで情報共有し、共通理解をする必要があると考えています。現時点では、2025年を通過点として捉えて「藤沢型地域包括ケアシステム」を推進していますが、その後の持続可能性についても、将来を見据え、取組を推進します。</p>
<p>幅広い世代が認知症に関する正しい知識を理解してもらえるよう、中学・高校へ積極的に普及活動をするべきではないか。</p>	<p>認知症については、幅広い世代に理解してもらうため、市内の小中学校校長会にて周知活動を行っており、生徒を対象とした「認知症サポーター養成講座」を実施しています。今後もより多くの方々に理解してもらえるよう、継続した取組を展開していきます。</p>
<p>高齢者の問題は地域包括支援センターが対応しているが、子どもの貧困やひとり親家庭でダブルケア等、子どもを取り巻く環境は複雑化しており、地域での喫緊の課題だと思う。こうした問題への包括的な取組ができる施策を希望する。</p>	<p>地域福祉計画は、福祉の各分野を超えて共通して取り組むべき事項を定めるものであるため、個別の施策としての記述はありませんが、ご意見にありました子どもを取り巻く課題については深く認識しており、それぞれの基本目標の施策の展開の中で、取り組んでいきます。</p>

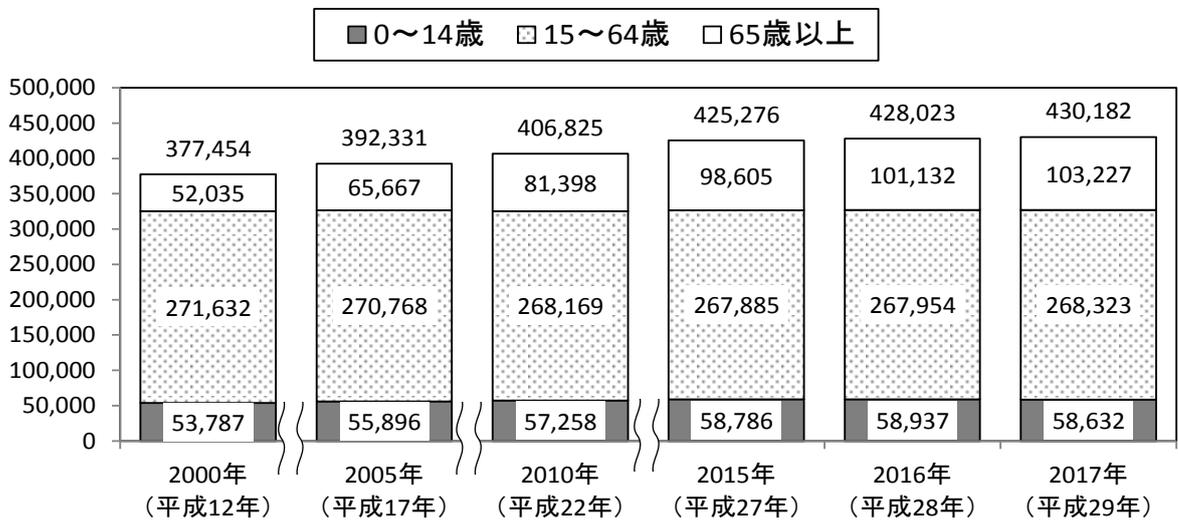
2 地域を取り巻く状況

(1) 本市の人口・世帯数の状況

平成29年10月1日現在、住民基本台帳人口によれば、総人口430,182人で、65歳以上の人口割合は24.0%となっています。また、世帯数は194,628世帯で、1世帯当たり人員は2.21人となっています。世帯数は増加する傾向にありますが、1世帯当たり人数は年々減少する傾向にあります。

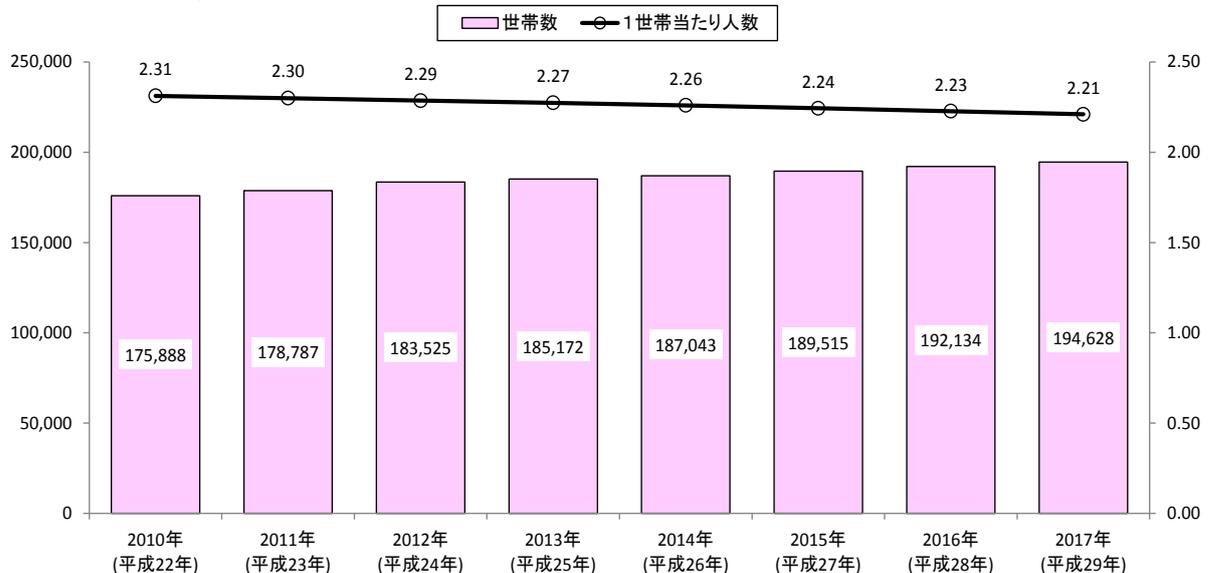
本市の人口動態は、転入・転出の社会増減がプラスで推移し、総人口は増加を続ける一方、年齢3区分別人口の推移をみると、平成28年をピークに0～14歳（年少人口）は減少しておりますが、65歳以上（高齢人口）は増加する傾向となっています。

図2 年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳に基づく。各年10月1日現在。

図3 世帯数と1世帯当たりの人数の推移



資料:住民基本台帳に基づく。各年10月1日現在。

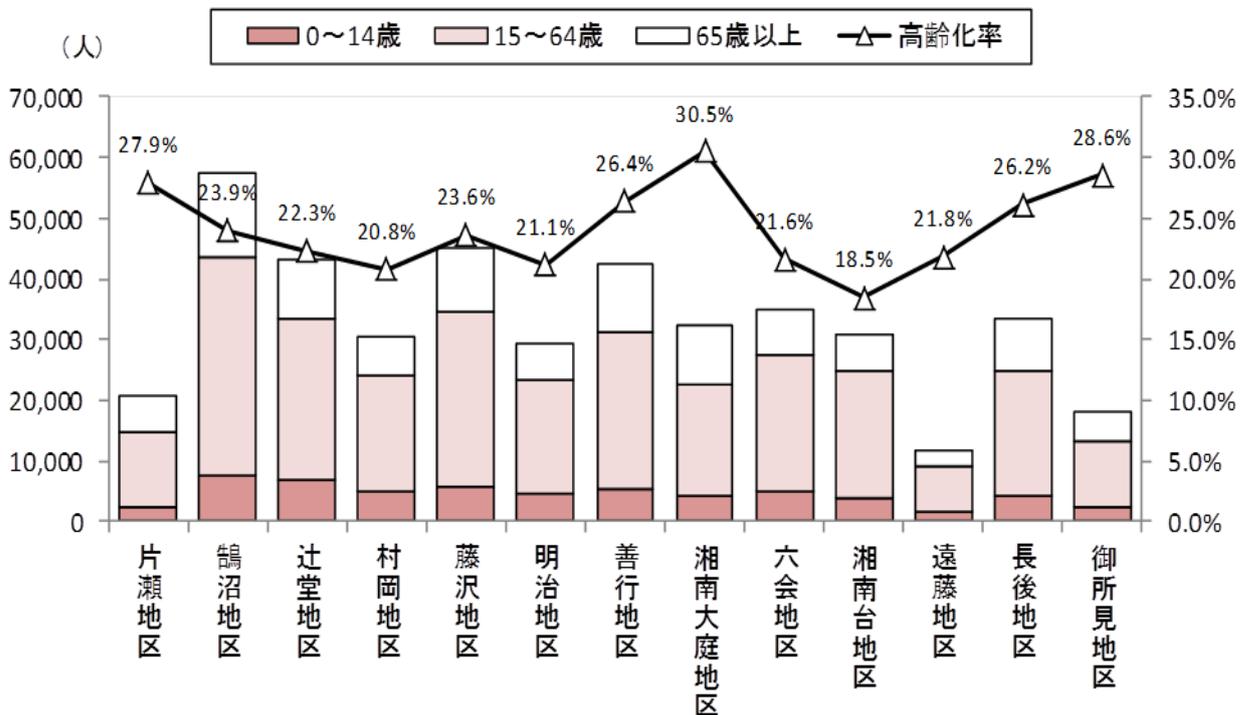
(2) 行政区域(13地区)別の状況

住民基本台帳人口によれば、平成29年10月1日現在の行政区域(13地区)別の人口構成を見ると、鶴沼地区が最も人口が多く、遠藤地区が最も人口が少なくなっています。

また、65歳以上人口割合については、湘南大庭地区の30.5%が最も高く、湘南台地区の18.5%が最も低い状況となっています。

人口構成、65歳以上人口割合とも、地区による差が生じています。

図4 行政区域(13地区)別の年齢3区分別人口及び高齢化率



資料:住民基本台帳に基づく。平成29年10月1日現在。

3 計画の基本構想

(1) 本市における地域福祉推進ビジョン（めざすべき将来像）

平成27年に策定した藤沢市地域福祉計画2020における、地域福祉推進ビジョン（めざすべき将来像）「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」を掲げ、引き続き、取組を進めていきます。

藤沢市地域福祉推進ビジョン ～めざすべき将来像～

一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち
ふじさわ

(2) 基本目標

地域福祉推進ビジョンの実現に向け、重点的に取り組むテーマとして、3つの基本目標を掲げています。

基本目標1 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

市民一人ひとりが自分の住む地域に関心を持つように普及啓発を進めるとともに、地域福祉に関する活動に主体的に参加するような人材づくりを進めます。

基本目標2 お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり

同じ地域に住む住民同士が顔の見える関係をつくり、見守りや支えあい、困ったときに助けあうことができるよう、様々な組織的な活動に取り組み、支えあいの地域づくりを進めます。

基本目標3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

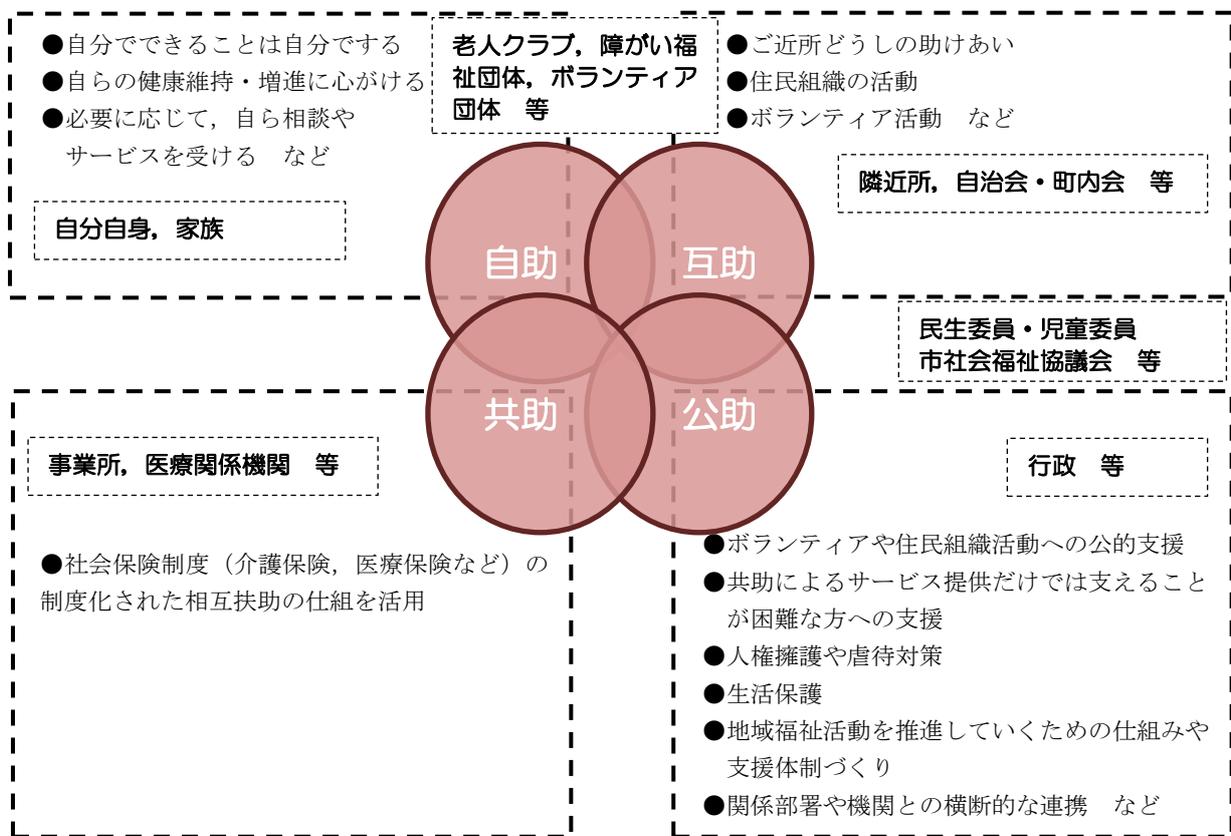
高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、支援を必要とする方をはじめ、誰もが安心して暮らせるよう、必要な支援や福祉サービスを選択でき、適切に利用できるような仕組みづくりを推進します。

(3) 地域福祉を推進するための考え方

少子・超高齢社会が進展する中で、複雑化，多様化する生活支援ニーズに対して、公助だけではなく、互助・共助を軸とする地域の支えあいが必要になります。

そのために行政はもとより、地域住民，事業者，NPO法人，ボランティアなど地域で活動する団体や組織が地域課題を共有し，それぞれの特性を活かし，課題の解決に向け，主体的に取り組んでいくことが必要となります。

また，自助，互助，共助，公助がお互いに重なり合いながら，社会的に弱い立場にある人を孤立・孤独等から守り，社会・地域の一員として包み支えあう「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」の考え方を踏まえ，「支えあいの地域づくり」に繋がる活動を支援し，地域福祉をさらに推進していきます。



(4) 地域福祉を担う各主体の役割

地域福祉を推進するためには、市民をはじめ、市民団体・地域団体、民生委員・児童委員、事業者、市社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を果たし、マルチパートナーシップによって課題解決に取り組む必要があります。

各主体が担うべき、あるいは担うことが期待される主な役割は次のとおりです。

①市民の役割

各種研修や講座、地域での集まり、ボランティア活動など積極的に参加することにより、地域における困りごとを「我が事」として捉え、行政などと協働し、見守りや簡単なお手伝いなど、地域福祉の担い手として活動することが期待されます。

②市民団体・地域団体の役割

NPO法人、ボランティア団体、老人クラブ、障がい福祉団体などの市民団体及び自治会・町内会、地区社会福祉協議会などの地域団体は、各団体の特性を活かしながら、各々の活動を実践し、地域福祉を推進していくことが求められます。特に、住民に身近な団体としての特長を活かして地域の課題を把握し、相談・支援を行う専門機関につなぐなど、団体間の連携・協力、さらには市民との協働により、課題解決に向けて取り組むことが期待されます。

③民生委員・児童委員の役割

高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯、生活困窮者など援助や支援を必要としている人から相談を受け、関係機関や福祉サービスにつなげる橋渡し役として活動することが求められます。また、災害発生時には要配慮者の避難支援や安否確認、住民の避難所生活における相談や支援など、地域を見守る様々な活動を行うことが期待されます。

④事業者の役割

地域における重要な社会資源として、福祉サービスの情報提供や質の確保だけでなく、地域住民・地域団体からの相談を通じて、相談者やその世帯が抱える生活課題を把握し、必要に応じ適切な機関につないでいくことが求められています。また、民生委員・児童委員や市民活動団体、自治会・町内会等と連携を図り、行事参加や施設開放などを通じ、地域の一員として積極的に関わり、事業者の有する知識や技術を地域に提供していくことが期待されます。

⑤市社会福祉協議会の役割

市民の自発的な活動の支援やボランティア・福祉人材の育成、地区社会福祉協議会等への支援を行い、地域で活動する団体や事業者間のネットワーク化を進め、地域の課題解決に向け、様々な取組を行うことが期待されます。また、市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」に基づき、13地区ごとに地域福祉をさらに展開していくことが期待されます。

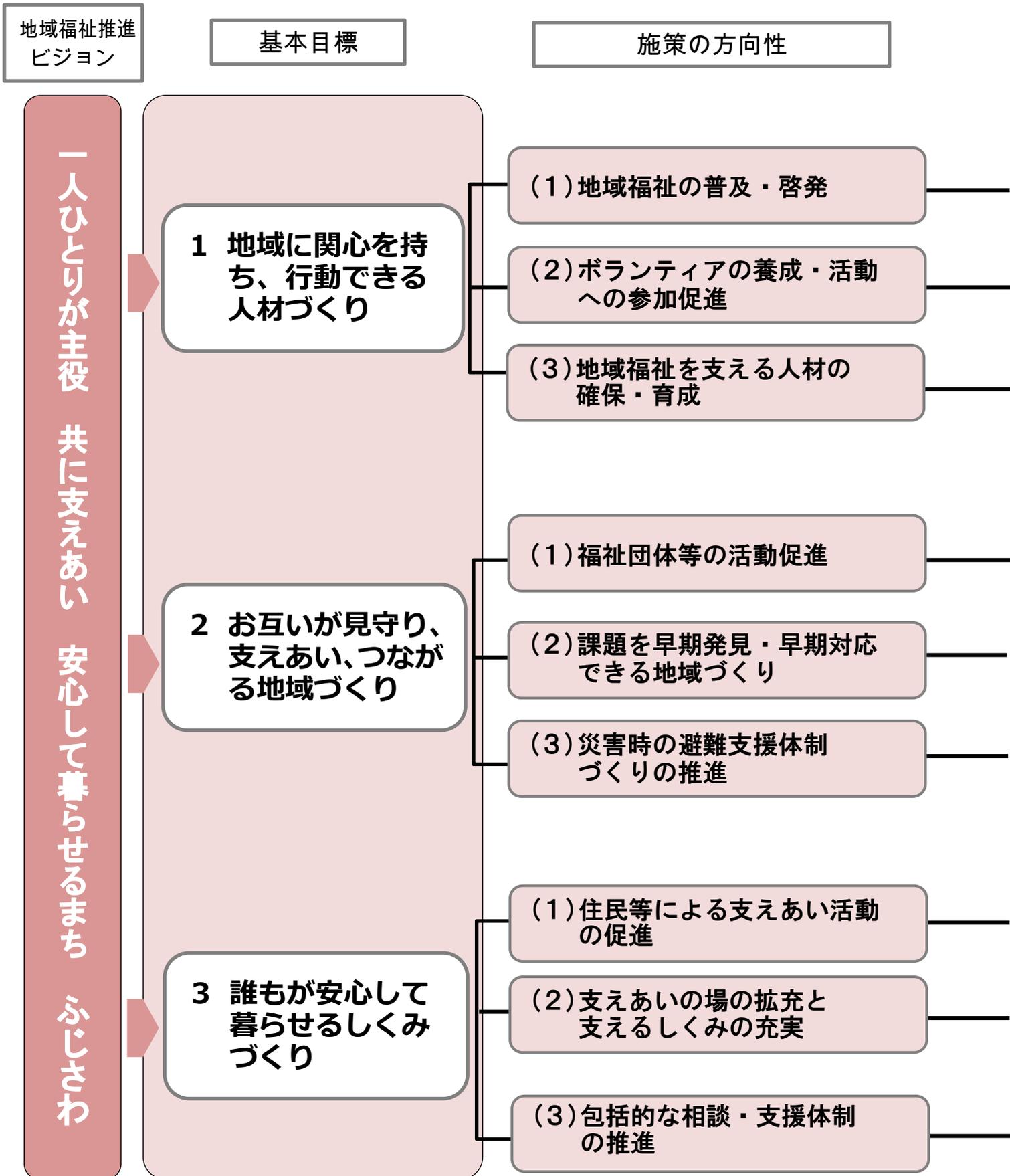
⑥市（行政）の役割

市民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施します。また、市民や関係団体、事業者、市社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉を推進するための基盤整備を進め、地域では解決できない福祉課題に対し、関係機関と連携し、必要に応じた福祉サービスを提供します。

さらに、本庁と13地区の拠点である市民センター・公民館が連携し、地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりに取り組み、様々な相談を丸ごと受け止める場の整備、相談機能の協働・ネットワーク体制の整備等を通じて、包括的な支援体制を主体的に整備していきます。

4 計画の基本的な方向

(1) 計画の体系図



施策の展開

- ① 地域福祉に関する普及・啓発の推進
- ② 福祉学習・体験機会づくりの推進

- ① 社会参加の推進
- ② ボランティア養成・活動支援の充実

- ① 民生委員・児童委員の活動環境の整備
- ② 地域福祉を推進するためのコーディネーターとなりうる人材の確保・育成
- ③ 専門性の高い福祉人材の確保・育成の支援

- ① 地域におけるボランティア活動を推進する団体の支援
- ② 福祉団体の活動場所の整備・活動支援
- ③ 福祉団体間等の連携の促進

- ① 地域における支えあい・見守り体制の構築
- ② 認知症施策に関する普及啓発及び支援体制の充実・強化

- ① 避難行動要支援者支援体制の強化と地域における普及啓発の推進
- ② 災害時における救援ボランティア受け入れ体制の整備

- ① 支えあう地域づくりに向けた支援
- ② 多様な職種や機関との連携・協力による包括的なサービス提供の推進

- ① 住民同士が気軽に集える場の拡充
- ② 地域における福祉相談窓口の充実
- ③ 地域における相談支援ネットワークの整備

- ① 権利擁護のための支援の充実
- ② 生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進
- ③ 立場や分野を超えた取組の推進

(2) 施策の方向性及び施策の展開

【基本目標1】地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

(1) 地域福祉の普及・啓発

地域福祉を支えるのは市民一人ひとりであり、地域福祉推進ビジョンに「一人ひとりが主役」とあるとおり、ある場面では支える側として、また、支えられる側にもなるという、双方の側面を持っています。そのため、誰もが地域の一員であるという認識が広がるよう、市民の方々と協働し、取組を進めていきます。

【施策の展開】

- ①地域福祉に関する普及・啓発の推進
- ②福祉学習・体験機会づくりの推進

(2) ボランティアの養成・活動への参加促進

地域における困りごとが多様化し、支援を必要とする方が増加する中、地域では、ちょっとした手助けや様々な支援ニーズに対応した多様な担い手が求められています。そのため、誰もが積極的に参加できるようなきっかけ・仕組みづくりや、研修等の実施により地域の方々の意識向上を図り、地域活動の担い手について育成を進めていきます。

【施策の展開】

- ①社会参加の推進
- ②ボランティア養成・活動支援の充実

(3) 地域福祉を支える人材の確保・育成

高齢化や世帯構成の変化等により福祉ニーズが高まり、福祉分野の担い手となりうる人材の重要性は高まっています。引き続き、地域での担い手不足を解消するため、地域福祉を支える人材の確保・育成を推進していきます。

【施策の展開】

- ①民生委員・児童委員の活動環境の整備
- ②地域福祉を推進するためのコーディネーターとなりうる人材の確保・育成
- ③専門性の高い福祉人材の確保・育成の支援

【基本目標2】 お互いが見守り，支えあい，つながる地域づくり

(1) 福祉団体等の活動促進

地域福祉に係る課題が多様化・複雑化する中で，地域で福祉分野の活動をする団体の役割は大きく，ますます重要なものとなっています。そのため，団体活動が継続，さらに発展できるよう，活動の場の整備や地域におけるネットワーク形成等の支援に取り組めます。

【施策の展開】

- ①地域におけるボランティア活動を推進する団体の支援
- ②福祉団体の活動場所の整備・活動支援
- ③福祉団体間等の連携の促進

(2) 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり

高齢者・障がい者・子どもへの虐待，認知症高齢者の一人歩き，孤立死など地域で起こりうる様々な問題や，制度の狭間にある方が抱えている潜在的な問題について，その予防や早期発見・早期対応ができるよう，地域での連携体制を構築し，専門機関にかかる前に解決できる地域の仕組みづくりを進めていきます。

【施策の展開】

- ①地域における支えあい・見守り体制の構築
- ②認知症施策に関する普及啓発及び支援体制の充実・強化

(3) 災害時の避難支援体制づくりの推進

災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進めるためには，地域の助けあいが必要です。引き続き，地域における防災意識を高める取組や避難訓練を行うとともに，各地域における避難支援体制を強化します。

また，災害発生時における災害救援ボランティアセンターの開設にあたっては，NPO法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク，市社会福祉協議会，市との三者協定を締結していることから，三者の連携をさらに強化していきます。

【施策の展開】

- ①避難行動要支援者支援体制の強化と地域における普及啓発の推進
- ②災害時における救援ボランティアの受け入れ体制の整備

【基本目標3】誰もが安心して暮らせるしくみづくり

(1) 住民等による支えあい活動の促進

地域におけるつながりが希薄化していることから、住民が抱える困りごとが潜在化しているため、地域で活動する団体等の支援や地域の方々が相互に交流できるような場づくりを行い、住民同士の支えあいの力を育むことが必要です。

引き続き、本市では、地域福祉の推進に取り組む団体等の活動支援を進めるとともに、支えあいの地域づくりに向け、新たな活動を始めやすい環境の整備に努め、住民等による主体的な活動を促進することで「他人事」を「我が事」に変える取組を推進していきます。(社会福祉法第106条の3第1項第1号にかかる取組)

【施策の展開】

- ①支えあう地域づくりに向けた支援
- ②多様な職種や機関との連携・協力による包括的なサービス提供の推進

(2) 支えあいの場の拡充と支えるしくみの充実

少子化や高齢化などの社会的な問題が進展する中で、住民の抱える困りごとは多様化していることから、個別分野ごとの相談窓口間の連携をさらに図り、住民同士が気軽に立ち寄り、地域の中で必要な情報の提供や助言等を行うことができる場づくり等を推進していきます。(社会福祉法第106条の3第1項第2号にかかる取組)

また、市民センター・公民館については、さらに住民に身近な相談の入り口となるよう、地区福祉窓口等の充実に向けた検討を進めていきます。

【施策の展開】

- ①住民同士が気軽に集える場の拡充
- ②地域における福祉相談窓口の充実
- ③地域における相談支援ネットワークの整備

(3) 包括的な相談・支援体制の推進

住民の抱える多様で複合的な課題については、福祉分野だけでなく、医療や保健、経済産業、都市・環境整備、教育、権利擁護といった、個別分野を超えた包括的な相談・支援体制が求められています。

本市では、藤沢型地域包括ケアシステムによる分野横断的な多機関協働による取組を推進するとともに、制度の狭間への支援については、福祉総合相談支援センター(北部福祉総合相談室を含む)のほか、関係機関と連携等により支援し、また、日常生活を送るうえで十分な判断ができない方が安心して暮らせるために、成年後見制度の充実を図っていきます。(社会福祉法第106条の3第1項第3号にかかる取組)

【施策の展開】

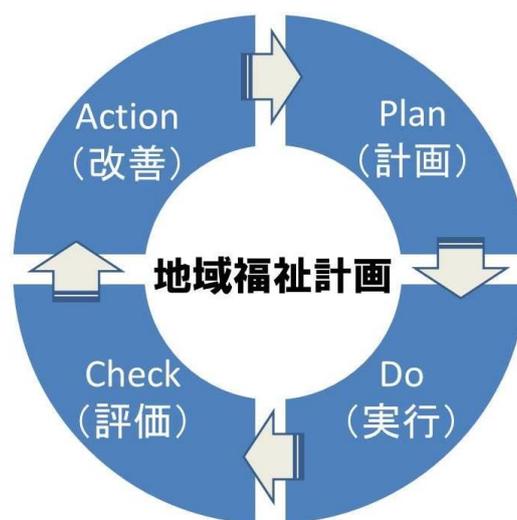
- ①権利擁護のための支援の充実
- ②生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進
- ③立場や分野を超えた取組の推進

5 計画の進行管理方法

(1) 計画の進行管理

本計画においては、P D C Aサイクルの手法を活用して進行管理を行い、計画に基づいて効果的かつ効率的に施策・事業を実行することで、地域福祉における課題解決を図っていきます。

Plan (計画)	地域福祉における課題等を踏まえて目標を設定し、目標達成のための計画を策定します。
Do (実行)	策定した計画に沿って各施策・事業を実行していきます。
Check (評価)	各施策・事業の実施結果等を踏まえ、各基本目標にどの程度近づき、進んでいるのか評価します。
Action (改善)	評価結果を踏まえて、計画をより効果的かつ効率的に進めるための見直し及び改善を行います。



(2) 施策の進め方

各基本目標に沿って実施する施策・事業について、進捗管理及び評価を行い、地域福祉に関する取組や推進状況を総合的に判断し、次年度以降の施策の展開や改善を行っていきます。

(3) 計画の進行管理体制

① 地域福祉計画推進委員会

学識経験者、高齢者・障がい者・児童関係団体の代表、市民代表、市社会福祉協議会の代表、民生委員・児童委員の代表等を委員とする「藤沢市地域福祉計画推進委員会」において、計画及び施策の進捗状況などを基に、地域福祉の推進に関する調査審議を行います。

② 地域福祉計画推進庁内連絡会議

福祉健康部各課をはじめ、庁内関係課によって構成する「地域福祉計画推進庁内連絡会議」を設置し、計画及び施策の進捗状況などを基に、地域福祉の推進に向けた施策について検討を行います。

以上

(事務担当：福祉健康部地域包括ケアシステム推進室)